

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

## マネジメントのための経営財務情報

今回のテーマ： サステナビリティ関係 ～欧州 CSRD は対岸の火事ではない～

欧州で企業サステナビリティ報告指令（CSRD）が発効しました。CSRD は欧州の規制ですが、制度的にも、また開示内容からも、日本の本社の関与が欠かせません。

### 欧州 CSRD は日本企業にも適用される

欧州では、従来、非財務情報開示指令（NFRD）に基づき、約 12,000 社の大企業が非財務情報の開示を行っていましたが、今後、CSRD が適用されることにより、対象企業が 50,000 社を超えているとされています。日本企業の欧州子会社（又は欧州子会社グループ）が次の 3 つの要件のうち 2 つを満たすと CSRD の適用対象となり、早くて 2025 年から（NFRD の対象でなかった場合には 2026 年から）サステナビリティ情報の開示が求められることとなります。

<欧州子会社の CSRD の適用要件>

- ① 総資産が 20 百万ユーロ超 ② 売上高が 40 百万ユーロ超 ③ 従業員が 250 人超

さらに、CSRD は欧州域外の外国企業に直接適用される場合があります。例えば、日本企業の欧州における連結売上高が 2 期連続して 150 百万ユーロ超あり、かつ、欧州域内に一定規模以上の子会社又は支店を有する場合には、CSRD が日本の親会社に直接適用され、連結ベースでのサステナビリティ情報の開示が 2028 年から求められることとなります。

### 開示情報には日本の本社の関与が欠かせない

CSRD は欧州の規制なので、まずは欧州子会社単独でサステナビリティ情報を収集・開示することが考えられます。しかし、実際には、欧州子会社単独で開示すべき情報を全て収集することは困難です。欧州のサステナビリティ情報開示基準では、①ガバナンス、②戦略、③インパクト、リスク及び機会の管理、④指標と目標の 4 つの領域に関する情報開示が求められますが、例えば、次のような情報は欧州子会社単独で完結させることが困難であり、日本の本社の関与が欠かせません。

開示項目	日本の本社の関与が必要な領域
ガバナンス	子会社のガバナンスは、連結親会社のグローバルでのガバナンスを踏まえたうえで構築されるものであるため、欧州子会社のガバナンスを説明するにあたっては、連結親会社のグローバルのガバナンスを踏まえた説明をする必要があります。
戦略	欧州のサステナビリティ戦略は日本の本社が設定するグローバルなサステナビリティ戦略と整合的であるべきです。また、戦略が企業のステークホルダーの要望に応えるものであるため、日本の本社のステークホルダー活動との連携が欠かせません。
リスク等の管理	開示する情報の正確性を担保するために内部統制を整備・運用する必要がありますが、内部統制の整備・運用は通常は本社マターです。
指標と目標	欧州の経営管理に使用する指標と目標はグローバルにおける経営管理指標と整合的であるべきです。

### お見逃しなく！

サステナビリティ情報を開示するには、まずサステナビリティに関する取組計画を策定・実行し、開示できる情報を作り出すことから始める必要があります。開示期限が来てからでは間に合いません。早期の対応が望まれます。